

入院するときの食費・居住費が変わります(平成30年4月の入院から)

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

入院するときは、医療費等のほか食事代などの自己負担がかかります。負担額は、所得区分や病床種類、医療区分(傷病や治療の内容等)などにより異なります。

平成30年4月から、入院するときの食費・光熱水費などの居住費が次のとおり変更になりますのでお知らせします。

所得区分	一般病床・精神病床等 (一食当たり食費)	療養病床(一食当たり食費/一日当たり居住費)	
		医療区分Ⅰ	医療区分Ⅱ・Ⅲ
現役並み 一般	460円 (※1) 〔平成30年3月 までは360円〕	一食460円(※2)/ 居住費370円	一食 460円 (※2)/居住費 370円 〔平成30年3月までは 一食360円/居住費200円〕
区分Ⅱ	210円、長期該当(※3) は160円	一食210円/ 居住費370円	一食210円、長期該当(※3)は 一食160円/居住費 370円 (※5) (平成30年3月までは居住費200円)
区分Ⅰ	100円	一食130円/ 居住費370円(※4)	一食100円/居住費 370円 (※5) (平成30年3月までは居住費200円)

※1 指定難病のかた、平成28年4月1日時点で既に1年を超えて継続して精神病床に入院していたかたは、260円。

※2 保険医療機関の施設基準等により、420円となる場合もあります。

※3 長期該当とは、過去12か月の間で認定証を受けていた期間の入院日数が90日を超える入院のことです。

※4 老齢福祉年金受給者は一食100円/居住費0円。

※5 指定難病のかた、老齢福祉年金受給者の居住費は0円。

交通事故によるけが等で病院にかかるとき

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

交通事故など第三者(加害者)によるけが等で保険診療を受ける場合は、被害の状況等を保険者へ必ず届け出ることとされています。また、医療機関へかかる際は事故による受診であることを申し出る必要があります。

この届出により、後期高齢者医療広域連合で保険者負担分の医療費を一時的に立て替え、後に第三者(加害者)へ請求を行います。

ただし、第三者(加害者)から医療費を受け取ったり示談を済ませたりすると、保険診療を受けられなくなることがありますので、お早めにお住まいの市区町村の高齢者医療担当窓口へご相談のうえ、事故日から30日以内に必要書類を提出してください。(必要書類は当広域連合のホームページから印刷することもできます。)



海外療養費を申請されるかたへ

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

海外へ渡航中に急な病気やけがにより治療を受けた際の費用を申請される場合は、保険証、印鑑、口座の確認ができるもののほか、申請内容を確認するために次の書類の添付が必要です。

- ・領収書(原本)とその翻訳文
- ・診療報酬明細書(レセプト)に相当する書類とその翻訳文
- ・パスポート等渡航歴がわかるもの(コピーをいただきます。)
- ・海外の医療機関等へ、保険者が療養内容を照会することについての同意書

※申請の期限は、海外の医療機関で治療を受けた日の翌日から2年間です。

※日本国内で保険適用とされる医療行為のみ支給対象です。

※治療が目的で渡航した場合は支給対象外です。

